北海道二海郡八雲町浜松906番１ 公衆用道路 2,364㎡	竹内　悌三 東京都豊島区駒込１丁目28番地	現況：八雲町所管道路
北海道二海郡八雲町浜松906番２ 公衆用道路 269㎡	竹内　悌三 東京都豊島区高松町２―140―10番地	現況：八雲町所管道路
北海道上川郡上川町字東雲310番３ 用悪水路 362㎡	古川　　滋 北海道上川郡上川村字東雲	現況：水路、公共利用計画あり
北海道留萌市塩見町152番９ 原野　131㎡	大谷仁平衛 京都府京都市中京区三條通御幸町西入弁慶	現況：道路
北海道留萌市塩見町369番５ 原野　230㎡		
北海道留萌市塩見町369番26 原野　1,353㎡		
北海道留萌市塩見町1407番８ 原野　172㎡		
北海道留萌市塩見町1859番25 原野　604㎡		
北海道留萌市塩見町1859番26 原野　472㎡		
北海道留萌市塩見町1859番30 原野　158㎡		
北海道留萌市塩見町1859番32 原野　149㎡		
北海道礼文郡礼文町大字船泊村字ヲシヨンナイ777番 畑　1,487㎡	増田勝三郎 北海道枝幸郡中頓別村字神崎	
北海道礼文郡礼文町大字船泊村字ウエンナイホ725番 畑　661㎡	増田　保吉 住所不詳	
北海道礼文郡礼文町大字船泊村字ヤンベヲマナイ674番 畑　492㎡	酒井常太郎 北海道小樽市汐見台町４番地	
北海道礼文郡礼文町大字船泊村字ホロトマリ568番 畑　3,107㎡	西田興三松 北海道小樽市手宮裡町86番地	
北海道礼文郡礼文町大字香深村字ヘウケトンナイ383番 畑　373㎡	山本　厚三 北海道小樽市富岡町一丁目31番地	
北海道礼文郡礼文町大字香深村字ヘウケトンナイ416番 畑　1,034㎡		
北海道礼文郡礼文町大字香深村字ヘウケトンナイ520番 畑　489㎡		
北海道礼文郡礼文町大字船泊村字ベンザイトマリ844番 畑　7,669㎡		
北海道美唄市字上美唄9152番 雑種地 10,395㎡	長谷川与太郎 北海道岩見沢市川向鉄道官舎77号１戸	現況：国土交通省所管河川
北海道美唄市字上美唄9149番 雑種地 7,922㎡	大西　寅吉 北海道美唄市字上美唄原野2221番地	現況：国土交通省所管河川
北海道美唄市字上美唄9150番 雑種地 9,542㎡		
北海道岩見沢市北村中小屋4923番 雑種地 17,019㎡	木村　圓吉 北海道小樽市緑町四丁目19番地	現況：国土交通省所管河川
北海道滝川市北滝の川2353番１ 原野　2,864㎡	北海道	現況：国土交通省所管河川
北海道滝川市北滝の川2353番２ 原野　232㎡		
北海道札幌市西区平和450番15 原野　130㎡	岩井　傳松 北海道札幌市琴似町字発寒427番地	
北海道札幌市西区平和451番46 原野　289㎡		
北海道札幌市西区平和452番89 原野　1,306㎡		
北海道札幌市西区平和453番106 原野　911㎡		
北海道札幌市西区平和457番105 原野　490㎡	宍戸　東助 北海道札幌市琴似町字発寒125番地	
北海道札幌市西区平和460番143 原野　340㎡		
北海道磯谷郡蘭越町旭台459番１ 原野　79㎡	岩渕　泰治 北海道磯谷郡南尻別字蘭越	
北海道磯谷郡蘭越町旭台459番２ 原野　244㎡		
北海道苫前郡初山別村字明里2267番 公衆用道路 223㎡	久末ミサヨ 北海道苫前郡初山別村字豊岬187番地	現況：国土交通省所管道路
北海道苫前郡初山別村字明里2268番 公衆用道路 69㎡	柏崎熊太郎 北海道苫前郡初山別村字明豊190番地	現況：国土交通省所管道路
北海道天塩郡天塩町字ウブシ8752番 雑種地　224㎡	高橋峰次郎 北海道天塩郡天塩町字オヌプナイ	
北海道天塩郡天塩町字オヌプナイ8700番２ 原野　4,025㎡	松尾　　栄 北海道天塩郡天塩町字オヌプナイ	
北海道天塩郡天塩町字更岸8697番１ 原野　2,947㎡	伊藤本社 愛知県名古屋市栄区茶屋町	
北海道阿寒郡鶴居村字雪裡10番３ 山林 178,262㎡	平川　庄六 北海道釧路市錦町五丁目２番地	
北海道阿寒郡鶴居村字雪裡10番４ 山林　11,115㎡		
北海道阿寒郡鶴居村字雪裡10番６ 雑種地 11,592㎡		
北海道阿寒郡鶴居村字雪裡10番７ 山林　990㎡		

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を東北農政局長に提出されたい。

平成24年4月23日

農林水産大臣　鹿野　道彦

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
岩手県花巻市高松第10地割122番３ 公衆用道路 88㎡	小原　武市 岩手県花巻市高松第10地割28のイ	
山形県寒河江市六供町一丁目1899番２ 宅地　17.30㎡	佐藤七兵衛 山形県西村山郡寒河江町大字寒河江甲359番地	
山形県西置賜郡白鷹町大字中山字堤北2619番15 公衆用道路 204㎡	堀川　　壽 山形県西置賜郡白鷹村中山830	現況：山形県所管道路